発議第10号

高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第112 条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成22年11月30日提出

提出者 高山市議会議員 杉 本 健 三

賛成者 高山市議会議員 大 木 稔

島田政吾

水 門 義 昭

松葉晴彦

佐 竹 稔

車 戸 明 良

中筬博之

提案理由

議員報酬月額を改定するため改正しようとする。

高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 高山市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和36年高山市条例第29号)の一部を 次のように改正する。

y. v. o. y. — y. 			
改	正 前	改	正 後
(議員報酬の額)		(議員報酬の額)	
第2条 議長、副議長及び議員に支給する		第2条 議長、副議会	長及び議員に支給する
議員報酬の月額は、次の表のとおりとす		議員報酬の月額は、	次の表のとおりとす
る。		る。	
職名	議員報酬月額	職名	議員報酬月額
議長	502,000円	議長	500,000円
副議長	454,000円	副議長	453,000円
議員	427,000円	議員	426,000円

附則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。